

# 年金受給者の死亡に伴う連絡票

※不明な部分は、空欄のままでもかまいません。

## 1 お亡くなりになった年金受給者について

(フリガナ)

氏 名： \_\_\_\_\_ 様

年金証書記号番号： \_\_\_\_\_ 基礎年金番号： \_\_\_\_\_

死亡年月日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 2 元組合員の配偶者（内縁を含む。）について < いる ・ いない >

※「いる」とご回答の場合は以下の質問にお答えください。

(1) 配偶者（内縁を含む。）の氏名を記入してください。

(フリガナ)

氏 名： \_\_\_\_\_ ( 男 ・ 女 )

生年月日：( 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

基礎年金番号： \_\_\_\_\_

(2) 元組合員と住民票上の住所 < 同一住所 ・ 別住所 >

(3) 配偶者に収入がありますか。 < 有 ・ 無 >

●年間850万円以上の収入ですか。 < はい ・ いいえ ・ 不明 >

⇒「はい」と答えた方

○定年退職等の事由により、5年以内に年間収入が850万円未満となる見込みがありますか < はい ・ いいえ >

○収入の内容をお答えください

< 給与・株・不動産・相続による一時所得のみ・その他 ( \_\_\_\_\_ ) >

⇒「不明」と答えた方

○収入は公的年金のみですか。 < はい ・ いいえ >

○亡くなられた方の扶養に入っていましたか。 < はい ・ いいえ >

## 3 元組合員と生計を同一にしていた以下のお子様について

① 18歳年度末までのお子様 < いる ・ いない >

② 20歳未満の障害のあるお子様 < いる ・ いない >

③ ①と②で「いる」とご回答の場合、元組合員がお亡くなりになった当時、ご結婚されて  
いましたか。 < 未婚 ・ 既婚 >

④ ①と②で「いる」とご回答の場合ご記入ください。 < 元組合員と 同居 ・ 別居 >

⑤ ④で「別居」とご回答の場合ご記入ください。

< 元組合員と 生計関係有 ・ 生計関係無 >

⑥ ②で「いる」とご回答の場合、以下の疾病内容に○をつけてください。

目・耳・言語・肢体・精神・呼吸器・循環器・腎肝・血液・その他 ( \_\_\_\_\_ )

⑦ ①と②で「いる」とご回答の場合、氏名等を記入してください。

(フリガナ)

氏 名： \_\_\_\_\_

生年月日：平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 < 18歳年度末・20歳未満障害 >

#### 4 元組合員の両親（養父母を含む。）について

※55歳以上の方に限ります。

父 < 生存 ・ 死亡 > < 元組合員と 同居 ・ 別居 >  
< 元組合員との 生計関係有 ・ 生計関係無 >  
母 < 生存 ・ 死亡 > < 元組合員と 同居 ・ 別居 >  
< 元組合員との 生計関係有 ・ 生計関係無 >

#### 5 年金受給者の三親等内の親族について

- ① 配偶者 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
② 子 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
③ 父母 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
④ 孫 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
⑤ 祖父母 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
⑥ 兄弟姉妹 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
⑦ その他三親等内の親族 < いる（年金受給者と 同居 ・ 別居 ） ・ いない >  
⑧ ⑦で「いる」とご回答の場合、その方の続柄を記入してください。

⑦の方の年金受給者との続柄

---

#### 6 他機関への連絡・手続きについて（年金受給者が他機関の年金をお持ちの場合）

- ① 連絡・手続きについて  
< 当共済組合が初めての連絡 ・ 他機関に連絡のみ ・ 他機関で既にお手続き済 >  
② 当共済組合から手続き書類の送付希望について < 希望する ・ 希望しない >

#### 7 手続き書類のお届け先の住所及び宛名等をご記入ください。

- (1) 元組合員の配偶者がいらっしゃる場合は①に記入してください。  
(2) 元組合員の配偶者がお手続きできない場合は①と②に記入してください。（お子様等が代わってお手続きいただく場合などを含みます。）  
(3) 元組合員の配偶者がいらっしゃらない場合は②に記入してください。

①

住所 〒	—
(フリガナ)	
配偶者氏名	
連絡先電話番号	( )

②

住所 〒	—
(フリガナ)	
氏 名	年金受給者との関係 ( )
日中ご連絡のとれる電話番号	( )

※記入した内容について、当組合からご連絡させていただく場合があります。

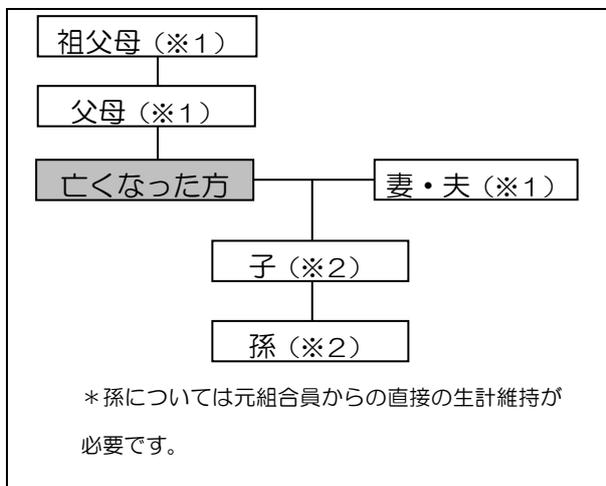
## 【遺族厚生年金を請求できる遺族とは】

### (1) 遺族の要件

遺族厚生年金を請求できる「遺族」とは、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた次の要件のいずれも満たしている方とされています。

- ① 被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった方の死亡当時、その方と生計を共にしていた方
- ② 恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上の収入または年額655万5千円以上の所得にならないと認められる方

### (2) 遺族の範囲



妻以外には以下の条件があります。

(※1) 夫・父母・祖父母の場合

- ・55歳以上であること

(※2) 子・孫の場合

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと
- ・20歳未満で障害等級の1級または2級に該当し、かつ婚姻していないこと

## 【遺族の順位と支給について】

順位	遺族	受給開始
①	妻 子のある55歳以上の夫 (※1)	死亡日の翌月
	子 (※2)	死亡日の翌月
	子のない55歳以上の夫	60歳から
②	55歳以上の父母	60歳から
③	孫	死亡日の翌月
④	55歳以上の祖父母	60歳から

(※1)

夫は60歳未満であっても、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。

(※2)

妻または子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受けている間は子の遺族厚生年金は支給されません。

・先順位者の遺族があるときは、後順位者は遺族厚生年金を受けることができる遺族にはなりません。

・同順位の遺族が複数いる場合は、それぞれに遺族厚生年金を受ける権利が発生します。

死亡後に年金受給者（亡くなられた方）の口座に年金が入金された場合には、ご返金をお願いすることがありますので、亡くなられた方の口座の凍結をお勧めいたします。

## 1. 未支給年金とは

- ◇ 「未払いの年金」や、「死亡後に年金受給者（亡くなられた方）の口座に入金された年金」のうち、死亡した月の分までの年金が「未支給年金」となります。

既に入金済みでも、「未支給年金」を受け取るためには請求手続きが必要です。

定期送金月	2月送金	4月送金	6月送金	8月送金	10月送金	12月送金
支給分（死亡した月分までが未支給年金）	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

※ 定期送金日の約1ヶ月前から送金手続きを開始します。それ以降に死亡のご連絡をいただいた場合には、当共済組合で送金を差し止めることができず、死亡した年金受給者の口座に入金されることがあります。

- ◇ 未支給年金として支払われる額は、亡くなられた方にかかる相続税の対象とはならず、受け取った方の一時所得となります（一時所得には、50万円の特別控除があります）。

## 2. 未支給年金を受け取ることができる方および順位について

- ◇ 未支給年金を受け取ることができる方は、亡くなられた方と生計を同じくしていた三親等内の親族の方となります。
- ◇ 生計を同じくしていた先順位者がいる場合は、後順位者は未支給年金を受け取ることはできません（順位については、下図をご参照ください。）。
- ◇ 同順位者が2名以上いる場合は、そのうちの1名が代表して請求してください。

